講 習 \mathcal{O} 時 間 数等 を定 め る告 示 平 成 +七 年 文 部 科学省 告示 第 九 十五 号)

(用語)

第 条 ک \mathcal{O} 告 示 に お 1 て 使 用 す る 用 語 は 放 射 性 同 位 元 素 等 に ょ る 放 射 線 障 害 \mathcal{O} 防 止 に 関 す Ś 法 律

施 行 規 則 に お 1 7 使 用 す る 用 語 \mathcal{O} 例 に ょ る。

(資格講習の時間数)

第 条の二 放 射 性 同 位 元 素 等に ょ る 放 射線 障 害 \mathcal{O} 防 止 に 関 する 法 律 昭昭 和三十二 年 法 律 第 百 六 十七

号。 種 放 射 以 下 線 取 扱主 法 任 という。 者 講 習 という。 第三十五 条 第二 は、 次 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 第 \mathcal{O} 上 種 欄 放 に 射 掲げ 線 取 る資 扱 主 格 任 講 者 講 習 \mathcal{O} 習 課 (次条 目 に · 応じ、 に お 1 それぞれ て 第

同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 定 8 る 時 間 数 に よ り行うもの とす る。

	_	
放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に	放射線の基本的な安全管理に関する課目	資格講習の課目
八時間	七時間	時 間 数

表 放 十 三 時 時 時 時 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	放射線の基本的な安全管理に関する課目	資格 講習の 課 目	間数により行うものとする。習」という。)は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同2 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習(次条において「第二種:	る課目 の の の の の の の の の の の の の	三 使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目	 関する課目
下欄取取 一時間 間 版 上	時		下欄に定める	十二時間	三時間	

一 法に関する課目 資格講習の	間数により行うものとする。習」という。)は、次の表の上欄に掲げる資格講3 法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者	四 放射線の量の測定の実務に関する課目	管理の実務に関する課目 一 使用施設等(密封された放射性同位元素を取	二 放射性同位元素(密封されたものに限る。)
	講習の課目に応じ、それぞれ同者講習(次条において「第三種		取り扱うものに限る。)の安全	の取扱いの実務に関する課目
表の下欄に定める時 放射線取扱主任者講		七時間	二時間	五時間

五.	四	三
放射線の量の測定及びその実務に関する課目	放射線の基本的な安全管理に関する課目	放射線の人体に与える影響に関する課目
三時間	二時間	一時間三十分

(修了試験)

第二条 第 __ 種 放 射 線 取 扱主 任者 講習、 第二 種 放 射 線 取 扱 主任者講習及び 第三 種 放 射 線 取 扱 主 任 者 講

習においては、修了試験を行うものとする。

(定期講習の時間数)

第三条 する許 12 \mathcal{O} 下 お 欄 1 密封 て 可 に 定 使 める 用 され 定 者 期 が選任 7 時 講 間 習 ١ ر な 数により行うものとする。 **,** \ という。) L た放射が 放射 性 同位 線 は、 取 扱 元素の使用をする許可届出使用者又は放射 主 次 任 \mathcal{O} 者が 表 0) 受講 上 欄 する法 に 撂 げ る定 第三十六条 期講 習 の 二 \mathcal{O} 課 第一 目に応じ、 線 項 0 発 生装 定 期 それぞれ 講 置 習 \mathcal{O} 使 用 同 本 条 表 を

2

	兀	三	_		
放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者(第一	の事例に関する課目が射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故一	使用施設等の安全管理に関する課目	ては放射線発生装置及び放射化物の取扱いに関する課目用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっ同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっては放射性同位元素及び放射性密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した 一	法に関する課目	定 期 講 習 の 課 目
扱主任者(第一項に規定する放	時 間	時間三十分	時間三十分	時間	時 間 数
放					

3

届 出販売業者又は 届出賃貸業者が選任 L た放射線取扱主任者が受講する定期講習は、 次 0) 表 の上

Ш	_	_		
四 の	三		_	
事放	理使	放	法	
例射	に用	射	に	
に性	関施	性目	関土	
関同す位	で す る 等	同 位	する	
る元	≢田	位元素	課	
課素	目 密	素	目	定
目若	封 さ れ た	(密		
しくは	n h	哲封		期
は	た	3		791
放	放	封された		⇒ ++-
射線	射 性	た も		講
発	同	<i>O</i>		
生	同位元素を取	に		習
装 置	兀	限る		
又	糸を	る。		の
又 は	取)		
放	l) +77.	Ø #		⇒ H
射 性	扱うものに	取 扱		課
汚	.	\\ \\		
染	\mathcal{O}	に		目
物の	(C	関土		
の 取	限 る。	する		
扱)	課		
<i>\\</i> \		目		
の 事	の 字			
故	安 全			
	_		<u> </u>	
時	時	時	時	時
間	間	間	間	HH
				間
				数

それぞれ

同

表の下

欄に定める時

間数により行うものとする。

は、

次の表

の上

欄に掲げる定

期

講習

 \mathcal{O}

課目に

応じ、

射線取扱主任者を除く。)が受講する定期講習

欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

•	1	4			
一法に関する課目		習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の	の事例に関する課目	一法に関する課目	定期講習の課目
時間	時間数	上欄に掲げる定期講	時間	時間	時 間 数

三 兀 故 放射性同 \mathcal{O} 放 廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目 事 射 例 性 に関 同 位元素及び放射性汚染物 位 でする課具 元 素若 L 目 Š は放射線 ※発生装 \mathcal{O} 取 扱 置又は放射性汚染物 いに関する課目 \mathcal{O} 取 扱 7) 0) 事 時 時 時 間 間 間

附則

この告示は、公布の日から施行する。